

借用住宅への損害 他人への賠償事故 等

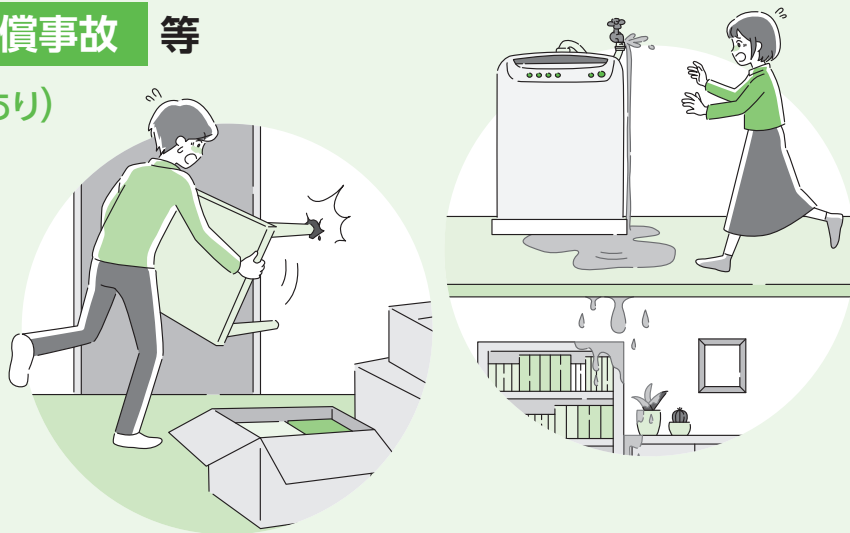
学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)

入学前一人暮らし
賠償保障期間の
賠償事故についても、

対象期間に
該当する場合

保険金を

お支払いします。



●支払限度額・保険金額

<p>個人賠償責任保障</p>	<p>日常生活および実習中 (正課の講義・アルバイト・インターンシップ等を含む)における賠償事故(国内・国外) 日常生活での他人に対する賠償責任を保障例)・他人の財物や商品を誤って破損させた ・教育実習中に誤って生徒にケガをさせた ・就業体験先から借りたパソコンを落として破損させた ・自転車で通行人にケガをさせた など 臨時費用をお支払いする場合があります。詳細は「CO・OP 学生総合共済」パンフレットをご確認ください。</p>	<p>1事故最高 3億円まで (情報機器等の記録情報の事故は500万円を限度とします。) (示談交渉サービス付/国内)</p>
<p>借家人賠償責任保障</p>	<p>借家人賠償責任保障 被保険者の過失により、借用住宅が損壊し、貸主(大家)に対する法律上の賠償責任を負った場合を保障</p>	<p>1事故最高 1,000万円まで (示談交渉サービス付)</p>

●入学前一人暮らし賠償保障期間^(※1)

入学前一人暮らし賠償保障期間は借用住宅^(※2)の賃貸契約の契約開始日、学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)新規契約の申込書提出日もしくは保険料払込日のいずれか早い日の翌日、または、加入者証等記載の保険始期日の属する月の前月1日のいずれか遅い日から補償を開始します。

(※1) 学生賠償責任保険に加入した初年度のご契約をいい、一人暮らし特約ありの場合に限ります。

(※2) 「借用住宅」とは、被保険者が借用または使用する被保険者住所の建物または住戸室をいい、転居した場合は転居先の建物または住戸室をいいます。なお、賃貸借契約書、入居証明書等で入居の事実を証明できるものに限ります。

例) 2026年4月入学で、学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)の保障開始日が2026年4月1日の場合

賃貸借契約開始日	申込書提出日	保険料払込日	入学前火災保障の保障期間
2026年2月20日	2026年2月15日	2026年2月10日	2026年3月 1日 ~ 2026年3月31日
2026年3月 1日	2026年3月15日	2026年3月 1日	2026年3月 2日 ~ 2026年3月31日
2026年3月 1日	2026年3月15日	2026年3月15日	2026年3月16日 ~ 2026年3月31日
2026年3月15日	2026年2月15日	2026年2月10日	2026年3月15日 ~ 2026年3月31日

※9月入学の方は、上記2月を7月、3月を8月に読み替え、10月入学の方は、2月を8月、3月を9月に読み替えて運用します。

賠償事故が発生した場合には、速やかにコープ共済センターまでご連絡ください。

※入学前一人暮らし賠償保障の事故のご連絡にあたっては、賃貸借契約の契約開始日以降に発生した事故であることを確認の上、ご連絡ください。(賃貸借契約の契約開始日より前に発生した事故は保障対象外で、示談交渉サービスの対象にもなりません。詳細は「CO・OP学生総合共済」パンフレットをご参照ください。)

このご案内は学生・子ども総合保険の特徴をご説明したものです。

学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり) **19HK** の詳細は「CO・OP学生総合共済」パンフレットもしくはWebサイトをご覧ください。

＼詳細はこちら／



引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社(幹事)

お問い合わせは **各大学生協の共済カウンター** または **コープ共済センター 0120-16-9431** 受付時間 / 9:00~18:00 月~土(祝日含む)(12/31~1/3休業)

日本コープ共済生活協同組合連合会